

科目名	刑法各論Ⅱ	科目分類	■ 専門科目群 □ 総合科目群	
			総合政策学部	□ 必修 ■ 選択
英文表記	Criminal Law Ⅱ	開講年次	□ 1年 ■ 2年 □ 3年 □ 4年	
			開講期間	□ 前期 ■ 後期 □ 通年 □ 集中
ふりがな	くさか かずひと	実務家教員担当科目	修得単位	2単位
担当者名	日下 和人	実施方法	■ 対面のみ □ 遠隔のみ □ 対面・遠隔併用	
授業のテーマ	条文を中心として、様々な解釈（特に体系的解釈）の方法を身に付ける。			
到達目標	条文を見ただけで、論点・争点が思い浮かぶ。 条文に言葉を補ったり、他の条文と対比したりして、解釈を作り上げることができる。 判決文を読んで、判例法理を抽出できる。			
授業概要	条文から始めます。六法は必ず持参してください。 判例も学説も、条文と結び付けて講義します。六法が連想の端緒となるように仕上げます。 六法を法律家の仕事道具に仕立て直します。			
授業計画				
第1回	横領の罪 「占有」「横領」			
第2回	横領の罪 不法原因給付			
第3回	背任の罪			
第4回	盗品等に関する罪			
第5回	放火及び失火の罪 条文構造 現住性・現在性			
第6回	放火及び失火の罪 「放火」「焼損」「公共の危険」			
第7回	往来を妨害する罪 三鷹事件			
第8回	文書偽造罪 「偽造」「虚偽作成」			
第9回	文書偽造罪 「文書」			
第10回	文書偽造罪 “作成者” “作成名義人”			
第11回	公務執行妨害罪			
第12回	犯人蔵匿及び証拠隠滅の罪			
第13回	偽証の罪 「虚偽」			
第14回	賄賂罪 条文構造			
第15回	賄賂罪 判例学習			
第16回	後期定期試験			
授業時間外の学習	文部科学省の大学設置基準第21条に基づき、4時間をお願いします。 予習2時間：講義のテーマに関する情報に積極的に接し、疑問点および現時点での考えをまとめておく。 復習2時間：講義を踏まえつつ、問題を復習する。			
履修条件 受講のルール	私語厳禁。 『刑法各論Ⅰ』を履修していなくても、『刑法各論Ⅱ』を履修登録できます。			
テキスト	特に使いません。教科書はまだ買わないで下さい。（6月になってから身の丈に合ったものを購入してください。）講義で使うスライド集は、ポータルサイトを通じて配布します。			
参考文献・資料	講義で扱う問題集・スライド集は、以下の教科書を参考にして作成しています。 曾根威彦『刑法各論』〔第5版〕（2012・弘文堂） 松原芳博『刑法各論』〔第3版〕（2024・日本評論社） 購入する必要はありません。			

成績評価の方法	<p>以下のうち、高得点の方を成績とする。</p> <p>(1) 定期試験の成績 100%</p> <p>(2) 定期試験の成績 50% 平常点 50%</p> <p>(最高得点者には必ず「秀」を与える。)</p> <p>初回の講義で説明します。</p> <p>※出席回数が規定に満たなかった場合及び授業料その他納入金等の全額を納めていない場合は試験を受けることができません。</p>
オフィスアワー	<p>月曜日 13:00～17:10</p> <p>金曜日 13:00～17:10</p> <p>(他の時間も居ります。来室を歓迎します。出席回数については自己管理をお願いします。)</p>
成績評価基準	<p>秀(100～90点)、優(89～80点)、良(79～70点)、可(69～60点)、不可(59点以下)</p>
実務経験及び実務を活かした授業内容	
学生へのメッセージ	<p>毎回、頭の動作について言及しますから、そこだけは我が物としてください。</p> <p>理路を辿れるようになることも大切ですが、理路を作れるようになることも大切です。</p> <p>構造を見抜こうとする姿勢があれば、自分で作れるようになります。</p>